

4-1 課税状況

(単位 千円)

	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
14年	218,021,760	内 5,732,318 169,560,167	41,066,659	内 419,814,787 1,558,847,112	81,129,165	168,604,322	41,295,541	2,278,524,726
13	724,684,009	内 4,487,013 141,180,830	35,346,815	内 467,906,785 1,665,309,150	61,626,670	169,268,979	41,575,399	2,838,991,852
12	601,329,468	内 6,150,555 153,780,496	80,114,758	内 481,489,557 1,694,428,794	54,449,425	166,945,344	41,903,960	2,792,952,216
11	153,475,632	内 4,532,472 145,533,821	93,881,665	内 556,880,777 1,739,700,313	58,575,338	163,868,470	40,604,334	2,395,639,573
10	178,867,534	内 2,916,597 159,019,878	23,967,381	内 653,976,525 1,870,566,335	51,664,732	161,359,990	39,646,583	2,485,092,433

調査対象等：各年分の源泉所得税について、翌年1月末日までに提出のあった徴収高計算書の税額及び納税告知による徴収決定額を示した。

- (注) 1 「配当所得」欄の内書は、源泉分離（選択）課税分の税額である。
 2 「給与所得」欄の内書は、賞与に対する税額である。
 3 「株式等の譲渡所得等」欄は、源泉分離（選択）課税分の税額であるが、平成14年12月31日をもって廃止された。なお、平成15年1月1日以降の譲渡については、「特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収制度」が新たに設けられた。

4-2 加算税

(単位 千円)

	利子所得等	配当所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
不納付加算税	87,700	74,272	2,436,596	36,687	176,660	130,750	2,942,662
重加算税	5,852	—	182,025	10,336	21,168	1,554	220,935
計	93,552	74,272	2,618,621	47,023	197,828	132,304	3,163,597

調査対象等：平成14年分の加算税の徴収決定額を示した。

4-3 源泉徴収義務者数

(単位 件)

	本店法人	支店法人	官公庁	個人	その他	計	
給与所得の源泉徴収義務者数	支給人員 10人 未満のもの	248,836	1,324	675	204,233	15,145	470,213
	” 30人 ”	67,374	1,027	509	10,428	2,729	82,067
	” 100人 ”	24,456	986	437	962	1,501	28,342
	” 1,000人 ”	8,891	821	704	124	565	11,105
	” 1,000人 以上のもの	577	85	129	—	12	803
計	350,134	4,243	2,454	215,747	19,952	592,530	
利子所得等の源泉徴収義務者数	1,559	5,299	15	3	36	6,912	
配当所得の源泉徴収義務者数	20,438	64	—	—	1	20,503	
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収義務者数	34	327	—	—	—	361	
報酬・料金等所得の源泉徴収義務者数	法第174条第10号及び11号該当	977	182	164	75	302	1,700
	法第204条 { 弁護士、税理士、公認会計士等	335,878	3,237	794	132,873	7,099	479,881
	該当 { その 他	14,208	1,182	1,531	2,149	3,849	22,919
	法第203条の2及び第207条該当	353	400	25	2	83	863
計	351,416	5,001	2,514	135,099	11,333	505,363	
非居住者等所得の源泉徴収義務者数	2,552	633	51	106	84	3,426	

調査時点：平成15年6月30日

用語の説明：源泉徴収義務者とは、本来の納税者から直接納付させないで、納税者に対して金銭を支払う者に、その支払の際、税金相当額を天引徴収し、納付する義務のある者をいう。

(注) 「特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収義務者数」は、平成15年1月1日以降、源泉徴収を選択した者に対して特定口座内における上場株式等の譲渡の対価を支払う際に、源泉徴収する義務者数である。

なお、平成13年度以前は、「上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収義務者数」として、源泉分離（選択）課税の適用を受ける者に対して上場株式等の譲渡の対価を支払う際に、源泉徴収する義務者数を記載していた。